

フランスの政党はなぜ弱体か (2・完)

—政党組織の比較政治学のために—

藤 井 篤*

The Organizational Weakness of French Political Parties(2)
—Toward Comparative Political Studies on Party Organizations—

Atsushi FUJII*

目 次

序

第1章 フランス政党の弱小性 (以上22号)

第2章 <国家—政党> 関係

第3章 <社会—政党> 関係

結び (以上本号)

第2章 <国家—政党> 関係

政党への敵視

本章で問題にする政党は何よりも議会の中の政党である。多くの国では、政党は議員の集団として始まったからである。政党と国家の関係は一般に最初から良好なものではなかった。憲法学者トリーペルによれば、政党に対する国家の態度の変遷は、「敵視の時代」「無視の時代」「承認の時代」「融合（憲法的編入）の時代」という4段階に区分される¹⁾。もちろんこれには国による違いが大きい。

英米圏ではかなりスムーズに「承認」へと進んだ。たとえばイギリスでは、野党党首は「影の内閣 shadow cabinet」を率い、公的基金から給与を受け取っている。カナダやオーストラリアでは、野党党首の議員歳費は増額される。またアメリカでは諸州で「予選 primary election」の制度を法律で定め、政党党員に直接候補者を指名させている。だがヨーロッパ大陸圏では事情が異

*国際関係学科(Department of International Relations)

なり、こうした制度はない。

フランスでは最初の政党への「敵視」は、大革命期に見られる。議員たちは、厳しい選挙資格の制限の下、少数の有産市民から選ばれるのだが、どこの県から選出された者であれ、全国民の代表であり、如何なる特殊利益も代表してはならないとされた。したがって議員は如何なる集団にも拘束されてはならず、ただ自己の良心のみに忠実に思考し、発言し、行動すべきであった。命令的委任 mandat impératif は厳しく禁じられた。こうした古典的な代表制論は、その後のフランス政治に長きにわたる影響を与える。

とはいえ、相似た政見や利益を抱く者同士が、その実現のために結集し、力を合わせることは極めて合理的であり、必然である。大革命期の国民公会には、ジャコバン派、ジロンド派など、類似の政治的志向性から極めて緩やかにまとまる集団があり、議場では自然と同じ集団ごとに集まって着席していたが、国民公会は、議員の着席順を抽選で決めるなどして、こうした集団化に抵抗しようとした。政党 parti は、一般意思を偽造し、国家の安全と一体性を脅かす危険な部分集団 partie であり、私的また地方的な特殊利益の実現を画策する不道徳な徒党 faction とみなされたのである。こうした否定的な政党観も、以後のフランス史を長く支配する。

こうした政党への敵視はフランスに限らない。たとえば19世紀前半のドイツの諸邦の憲法には、一律に「当選者は、各選挙区の代表者ではなく、全国の代表者である」とか「議員は、その表決において、ただ自己の信念にのみ従うべきであって、如何なる委任または訓令にも拘束されない」といった文言が刻まれていた。また抽選方式での着席順決定は多くのラント議会でも行われ、形式的には連邦議会でも採用されていた。1834年のヘッセンの議会では、ある議員が時の政府を「政党の代表者」と呼んだことが、「激しい侮辱」だと物議をかもしたほどであった。もっともドイツの場合、政党への敵視は、必ずしも議会制デモクラシーの内在論理としての古典的^{ラント}代表制論から生じたのではなく、君主や官僚の権力を脅かす対抗勢力の台頭を恐れる官憲国家特有の反議会主義・超然主義から発していたのだが²⁾。

反結社の伝統

フランスでの政党への敵視がヨーロッパでもとりわけ強烈であった原因は、大革命そのものの性格に求められよう。それは政党に限らず、任意団体そのものを敵視する、特殊に反結社的な社会変革であった。政党に敵対的な〈国家—政党〉関係を問題にする前に、団体一般の成長を抑制するフランスの〈国家—社会〉関係について簡単に触れておく必要がある。

民主的な社会では、今日でこそ議論の余地のない基本的人権のひとつとして「結社の自由」が承認されているが、フランスでは長らくそうではなかった。大革命勃発後2年目の1791年6月14日の法律(ル・シャプリエ法)は、あらゆる同業団体の結成を禁止した。革命時に団体結成の自由が乱用されたことにも一因はあったが、何とんでもその根底的原因は、革命を遂行する共和派たちが把持した特殊な社会観にあった。

社団国家としての絶対王政を打倒した共和派たちにとって、社団はその封建的諸特権とともに解体すべき対象でしかなかった。団体は傘下構成員の既得権益を保護するが、封建的諸関係の解

体を急務と考える共和派たちにとっては、団体一般は個人を抑圧し、隷属させる桎梏として強烈に観念された。夾雑物としての一切の中間団体を排除し、国家権力と解放された諸個人が直接向かい合うような〈国家—社会〉関係——「ルソー=ジャコバン型二極構造」³⁾——こそが、新たに構築されるべきモデルであった。1789年の人権宣言が結社の自由について触れていないことは、決して偶然ではなかった。求められていたのは、結社からの自由であったからだ。ル・シャプリエ法は、こうした社会変革の理念を最もよく体現する法律であった。同法は以後数次にわたって改正されながら、団体禁圧の法規範として機能する。

大革命前からあった同業団体たる兄弟団 *confrérie* や同業組合 *compagnonnage* は廃止され、後に王政復古期に復活するも、長続きしなかった⁴⁾。さらにナポレオン期の1810年刑法第291条は、定期的に会合を開き、20名以上の構成員をもつ団体の結成には、政府の事前許可を義務づけた。帝制・王制は国家権力に対抗する団体の出現を恐れ続けた。その結果、同業団体は様々な偽装を凝らしたり、地下に潜る違法な団体として存在した。当局による団体規制は極めて恣意的・差別的に——経営者よりも労働者の団体に対してずっと抑圧的に——行われた。おかげで労働者の運動は著しく弱体で、その反面、しばしば自己破滅的なほど急進的・政治的な性格を帯びた⁵⁾。他国で産業革命の進展とともに、団体が成長・増大したのとは対照的に、フランスでは団体の未成熟が続いた。

1848年の第二共和制憲法第8条は結社の自由を掲げたものの、事前許可制は生き続けた。とはいえその後、団体規制は徐々に緩和されていく。第三共和制下の1884年3月21日の法律は、ようやく同業組合結成を許可制から届出制へと変更する。これ以降、同業組合の数も大きく増加し始める。団体一般の結成の自由を最終的に承認したのは、世紀転換後の1901年7月1日の法律(結社法)であった。刑法第291条はここで初めて廃止された。これが今日も結社の自由の根拠法となっている。だがこの法律も、結社の自由を保証するというよりも、共和派の攻撃対象たるカトリック修道会を通常の結社とは区別し、その設立を厳しく制限するという反教権主義的動機によって制定された。

フランスに比してはるかに近代的統一国家形成に出遅れた隣国ドイツ帝国が、帝国結社法の制定では7年遅れにすぎないことは印象的であるが、この背後にも両国における団体一般の生成・活動状況の大きな差があり、さらには「団体」をめぐる意識・観念の違いが横たわっていることを見落とすわけにはいかない。では、以上のような団体全般の成長を抑制する歴史的文脈の下で、政党は国家からどのように扱われただろうか。

第三共和制期

フランスの政党は議会の中から議員たちの緩やかな結合体として生まれたが、大革命期の党派は、続く第一帝制期には議会権限の縮小とともに、活動を休止した。第二共和制期に見られる正統王朝派、オルレアン派、穏健共和派、社会主義者などのグループも、その後の第二帝制期にはやはり休眠に入った。権威的体制の成立とともに党派としての活動は停止するというパターンが繰り返された。

われわれが近代的な政党について語りうるのは、ようやく第三共和制になってからのことである。後に「議員たちの共和国」と呼ばれるこの共和制の下で、フランスの議会政治は全面的に開花し、自由民主主義体制の定着を見るのである。

ここでも政党は最初は *groupe* と呼ばれる議員団（院内政党）として形成されていったのであり、今日のような院外の党员組織は存在しなかった⁶⁾。この議員団は極めて輪郭の曖昧で出入りの自由な集団であり、1910年以前のものについては各議員団の定員については概数しか知りえない。長らく議員団と院外の政党とは1対1には対応していなかった。相異なる政党の議員が同じ議員団に所属する場合もあれば、その逆に同じ政党所属の議員ながら、別々の議員団に分かれることもあった。さらには同じ議員が複数の議員団に重複所属することもできたのである。

こうして議員団は議会政治の担い手として活動を展開したが、何ら公式の存在ではなかった。19世紀の間は議員団に関する公式の場での言及はなく、その唯一の例外は、1884年1月24日の下院で、議長が演説者に対して、演壇では議員団の名において演説しないように注意を促したことであった。そしてこの「注意」は世紀を改めると、議員団の重要性の増大を反映して、さらに頻繁に発せられた。議会の内外を問わず、議員に何らかの拘束を与えかねない団体を公式に認めることはできなかった。古典的代表制論からの反政党主義はしかと命脈を保っていたのである。

20世紀に入ると、今日も存続している近代的政党が次々と産声を上げた。1901年には急進社会党が、その3年後には社会党が生まれ、さらに10数年を経て共産党が誕生する。国家は議事運営上、議員団をいつまでも無視し続けるわけにはいなくなった。

ひとつの重要な画期は1910年の議院規則である。ここで議員団は初めて公式の認知を得た。17の大常任委員会の委員が、前もって議員団事務局が提出したリストから任命されるようになったことである。議員団勢力比に応じたポスト配分がなされたことは言うまでもない。翌年には、議院の議長が招集する議長会議に、委員会委員長や政府代表とともに、議員団長が招かれ、議事日程の決定に参与する。今や議員団は単なる事実上の存在ではなく、議会の機関の構成にも正式に関わる要素となったのである。これらの新ルールは、委員会ポスト獲得のために議員団をつくる傾向をも生み、その結果、1910年以降、議員団数は増加する傾向にあった⁷⁾。つまり議員団は細分化されていった。議員団の重複所属は一応禁じられるに至ったが、議員団と政党組織との対応関係はますます不鮮明になった。同じ議員団でも議案への投票行動が分裂するのは常態であり、議員団は議会内の政治力学によって容易に離合集散し、頻繁に名称変更した。一元的に構成されていないルーズな議員団が大きな院外組織をもてないのは当然であろう。それはむしろ議員の自由な活動にとっては足枷であったろう。

さて政党を規定するものは議院規則のみではない。選挙法は個々の政党の盛衰や政党制の形状に直接の影響を与える⁸⁾。フランスでは1848年に成人男子普通選挙制が実現して以来、第三共和制末まで選挙は名簿投票制もしくは小選挙区制で行われてきた。だがその内容が問題である。

名簿式選挙は第三共和制以前からあったが、有権者は選挙区定員数と同数の投票権をもち、名簿ではなく候補者個人に投票した。しかもそれは異なる名簿の候補者でもよかった。したがって

投票は名簿に拘束されず、名簿式と呼ぶに値しない。第三共和制下では5回にわたる選挙法改正があったが、名簿制の場合は上述の点に変わりはない。選挙を政党間の競争にすることを望む人々は、正規の名簿式比例代表制を求めたが、ついに通らなかった。反対派の論拠は、一方では、それを可能にするような堅固な政党の不在にあったが、他方では、政党名簿による候補者への将来的拘束は、禁じられた命令的委任にあたるという古典的代表制論であった。政党は議員の自由な移動や活動を妨げないラベルでよいという考え方はなお根強かった。

第三共和制期を支配した小選挙区制は、同時に単記・2回投票制というユニークな制度であった。第1回投票では有効投票総数の過半数で、なおかつ登録有権者数の4分の1を獲得した候補者を当選とし、そうした候補者がいない場合には、第2回投票で相対多数により当選者を決する。この奇妙な制度の効果ははっきりしている。小党分立状況では第1回投票での当選者はまず出ないが、第2回投票では政党間での取引（立候補辞退など）が行われ、左右の有力候補者間で選挙が戦われる。この選挙協定は選挙区ごとに結ばれるから、バーゲニングを通じて弱体な小党でも影響力を行使でき、他選挙区での見返りを期待できる。かくて小選挙区制一般の二党制効果は発揮されず、多党制は温存される⁹⁾。候補者の自律性や党組織の弱体性・分散性も然りである。

要するに、政党が指導部の指令の下に組織的に一丸となって有権者に支持を求め、政党間で競争するような選挙制度は、ついに戦前には生まれなかったのである。この点、議員団が院外での大衆組織化を急速に進め、第一次大戦後には数学的厳密さをもつ拘束名簿式比例代表制を実施して「政党国家 Parteienstaat」へと転成したワイマール・ドイツ（挫折した多党制デモクラシーとして第三・第四共和制と類比されることが多いが）とは、明らかに違う状況であった。

第四・第五共和制期

さて、議院規則による議員団の承認は、画期的とはいえ、議事運営上の必要に迫られた結果であって、国家による政党の体系的正統化とは言えない。戦前は国家は政党を「承認」しただけであって、「融合（憲法的編入）」するには至らなかった。これが問題になるのはようやく戦後である。フランスを解放したレジスタンス勢力の党派的構成は共産党、社会党、MRPの三党であった。比較的よく組織され、総計で議席の8割を占めるこれら三党の提携によって統治されるという、かつてない状況が生まれた。「政党支配の体制 régime de partis」が様々に語られる時代であった。

この新状況の下で、新憲法制定が模索されるが、政党に憲法上の地位を与えようという動きが現れる。第一次草案作成過程で、まず1945年12月のMRP第2回全国評議会は、政党の民主的組織、政党財政の統制、政党の民事・刑事上の責任を基礎とした、政党の地位の憲法的規定を要求・決議した¹⁰⁾。社会党の憲法草案は、議員団についての規定（それ以外に議会内の集団を認めないこと。議会事務局を議員団勢力比に応じて構成すること）しか見られないが¹¹⁾、同党のA・フィリップ（憲法委員長）は、公的統制による政党組織の民主化に積極的であった。彼は後の論文でも、国家権力の肥大化とともに議会制民主主義が変容を遂げ、政党が不可欠の要素となっていくとの判断の下に、政党財政の公的統制、党内構造の民主化、候補者選出過程の民主化等を求め

ている¹²⁾。彼の言う「党内構造の民主化」が何よりも共産党を念頭に置いていることは明らかである。共産党の憲法草案には、比例代表制以外には政党に関わる言及はなかった¹³⁾。政党条項の挿入に反対したのは、それを自己へ危険とみなす共産党と、議員の自律性を守りたい中道・右派政党であった。

憲法委員会は、政党条項の4原理（①複数政党制の承認、②人権宣言の根本原理の政党による承認、③政党が民主的内部組織をもつ必要、④政党の支出と財産の統制）を一旦採択したが、まもなく無所属議員の立候補を禁じかねない案が生まれて、それを拒絶した。政党条項を欠いた第一次草案の国民投票による否決後、第二次草案ではもはや政党規定は問題にもならなかった。ここから成立した1946年第四共和制憲法は、「政党の地位」規定をもたず、ただ議会議務局選出等に関する条項（第11、52、91条）で議員団に言及しただけである。国民議会規則¹⁴⁾によれば、委員会は議員団勢力に比例して構成され、議院議長の招集する会議に議員団長が参加し、勢力数に等しい議決権が行使できた。議員団定員は後に14人とされたが、第四共和制末期にはそれに満たない小さな議員団が乱立し、政党制は著しく破片化した¹⁵⁾。

一方、選挙法には大きな革新があった。初めて名簿式比例代表制が採用され、選挙名簿を作成する政党指導部の組織統制力は増大した。政党の組織的動員力が選挙戦の鍵となった。だがまもなく中道派の人為的拡大を狙ったアパラントマン式選挙制（連合名簿式比例代表制）の登場によって、選挙では政党間の連合形成力が鍵となった。またもや組織の弱い中道・右派政党が息を吹き返した。

政党の憲法的編入が実現したのは、ようやく1958年第五共和制憲法においてである。「政党は選挙において相争う。政党は自由に結成され、かつ自由にその活動を行う。政党は国民主権と民主主義の原理を尊重しなければならない」（第4条）。

憲法諮問委員会では、共産党を念頭に置いて、「外国に従属した政党」の禁止を提案する者もあったが、定義の不明さから退けられた。この憲法は、西ドイツ基本法第21条のように政党に民主的内部秩序や財産状況の公開を義務づけたり、「自由な民主的基本秩序」を侵害する政党を違憲とすることもなく、またイタリア憲法第49条のように市民の政治参加の方法として政党を位置づけるわけでもない。これらの先行例に比べると、第五共和制憲法の政党条項は政党を保護も規制もしない訓示規定である。

新しい議院規則¹⁶⁾は、命令的委任の禁止や議員団重複所属の禁止等の従来の原則を確認しているが、最大の変化は議員団定員を30人以上としたことである。戦前には20個近くあり、第四共和制期にも10個以上あった議員団数も、6個以下に落ち着いた¹⁷⁾。議員団の凝集力も高まり、政党との対応関係も明確化した。選挙制度は小選挙区2回投票制に戻ったが、決して小党分立は再現せず、1960年代を通じて政党数は収斂していった。これは何よりも大統領直接公選化のもたらした反射的效果であった。

以上を要するに、フランスでは、古典的代表制論が反結社の伝統と結びつくことによって、議会政治や普通選挙制度の早期出発にもかかわらず、議会内では政党への敵対的ないし冷淡な対応

が長く続き、その法的地位の確定が遅れてきた。選挙制度も政党に組織的革新を迫るようなものではなかった。第五共和制になってようやく政党の「憲法的編入」が行われるが、それは実に消極的な「編入」であって、何ら政党に特権を与える法制化ではなかった。デモクラシーの長い歴史にもかかわらず、政党の組織的成長を促すような法制的契機は実に乏しかったのである。

第3章 〈社会—政党〉関係

政党と社会的ミリュー

前章では政党の成長に対して抑制的に作用するフランスの〈国家—政党〉関係を問題にしたが、同じく政党敵視から出発したドイツで、ワイマール「政党国家」の成立以前に、社会民主党が100万人を越える党員を集めたという現実をどう理解すればよいだろうか。ドイツの多党制の基礎が、厳しい階級対立の下で育まれた強固かつ排他的な「社会・文化的ミリュー」（レプジウス）に強く規定されながら形成されたことを、今日我々は知っている¹⁸⁾。「政党国家」の担い手となるドイツ政党の組織的成長も、異質な利害を抱えた社会集団の政治への要求の発現として理解すべきであろう。政党の組織的強度・体質は、基底社会と政党の関係如何によっても大きく規定されている。

ならばフランス政党の組織的弱体を考える場合も、〈社会—政党〉関係からの考察が不可欠となるだろう。この点で手がかりになるのが、筆者とは異なる意味でフランス政党の質を問題にするG・ラヴォーやC・ミコーの先駆的研究¹⁹⁾である。その議論の要点は、フランス政党は基底社会に強固な根をもたないために、特殊に観念的・非現実的な政党になる、ということにある。高く評価すべきは、フランス政党を社会的根なし草として捉える視点である。本稿が問題にするのは、政党の思想的特質ではなく、組織的脆弱性であるが、この組織的脆弱性はフランス政党の根なし草的性格、換言すれば〈社会—政党〉関係の脆弱性の結果であると筆者は考える。ラヴォーらの研究は、1950年代に提出された時代的制約から、後のフランス社会の発展動向を視野に収めることはできなかったし、何よりも正確なデータが決定的に不足していた。そこで、以下、国際比較の視点も入れながら大幅にデータ（ただし主に1970年代までのもの）を補足し、彼らの議論を換骨奪胎して利用する。

根なし草のフランス政党

ラヴォーとミコーは、フランス政治の不安定性の原因は何かという問題設定において、その答えを多党制にではなく、フランス政党の観念性、非現実性に求める。そしてこの観念性、非現実性は、政党と基底社会の極めて貧弱なつながりの所産だとされる。つまりフランスの政党はどれも、特定の社会集団や経済カテゴリーを代表するものではなく、基底社会に強固な根をもたない抽象体にすぎないというのである。

まずラヴォーらの主張を、第1章で扱った2種の政党に即して検討してみよう。第一は社会党である。社会民主主義政党は、本来労働者階級の利益代表政党である。社民政党が強力な労働組合運動に支えられてきたイギリス、ドイツ、スカンジナビア諸国では、労組員と党員との間に

相当な重複があり、労働者出身の党指導者・議員もかなり多い。だがこれとは対照的に、フランスでは労働運動が弱体である上に、一切の政党からの自立を謳うサンディカリズム的伝統が根強く、社会党と労働運動の紐帯は元来貧弱であった。1970年代以降のフランス民主労働同盟CFDTと社会党との関係にも特に変化はない²⁰⁾。それは労働者の社民政党支持の程度を国際比較してみれば一目瞭然である。1960年代においてさえ、フランスでは社会党支持者の中の労働者の存在は他国より顕著に小さく、労働者の中での同党支持はさらに小さく、労働者出身の国会議員はいないに等しい(表7参照)。

表7 社会民主主義政党と労働者階級 (%)

国	国会議員の 中の労働者 (戦後)	社民党支持者 の中の労働者 (1960年代)	労働者票の中 の社民党票 (1960年代)
フランス	1	38	17
イタリア	12	76	20
スウェーデン	20	61	75
ドイツ	21	61	59
ノルウェー	25	64	68
イギリス	34	71	52
スイス	40	53	40
オーストリア	50	75	60

出所：M. A. Marsh, "European social democratic party leaders and the working class: some linkage implications of trends in recruitment", in Kay Lawson (ed.), *Political Parties and Linkage. A Comparative Perspective*, New Heaven, Yale Univ. Pr., 1980, p.69.

以上のことは、労働者の社会党離れが戦後まもない頃から起こってきたこと、換言すれば、社会党が公務員、事務職員、教員など中間層により多く支持を仰ぐようになったこと(これを社会^{ラディカリゼーション}急進社会党化と呼ぶ)の反映であろう。共産党が労働者政党かどうかについてはなお議論の余地があるが²¹⁾、今日の社会党支持者の社会階層構成はフランス全体のそれをほぼ正確に反映しており²²⁾、この党を労働者政党と呼ぶことは困難である。

第二の政党、人民共和運動MRPは宗教政党か。キリスト教民主主義政党は通常そのことを明らかにする党名をもつが、MRPも、またその後生まれたCDやCDSにも「キリスト教」の文字はない。このことは決して偶然ではない。それは〈世俗—教権〉主義をめぐる〈国家—教会〉の間の積年の大闘争の後遺症なのである。フランスのキリスト教民主主義者たちは、反教権主義的左翼からの疑惑や非難に常に晒されていたため、他国の兄弟党よりもずっと共和主義的な装いをもたねばならなかった。

さらにMRPとカトリック世界とのつながりは乏しかった。教会はこの政党の創設には全く関与していないし、その後も公然と支持を表明することもなかった。またフランス・キリスト教労

働者同盟CFTCは確かにMRPへの黨員供給源ではあったが、こうした黨員が選挙に出馬する場合は、組合内の職を辞さねばならなかった²³⁾。CFTCは、キリスト教労働者だけを組織していたわけではなく、この組織自身の脱宗派化およびMRPとの絶縁を要求するフラクション(「再建派」)を内部に抱えており、1964年にまさに脱宗派化が起こる。

カトリック信仰とMRP支持の関連も見よう。1948年の世論調査によれば、最近2週間の間に教会のミサに行った者は、MRP支持者のうちで73%、独立共和党(保守)支持者の63%、ド・ゴール派支持者の60%に上る。だがこの数値はやがて下がっていく。1966年調査では、毎週教会に通う「規則的实践派カトリック」はMRP支持者の45%、ド・ゴール派支持者の33%、ジスカール派支持者の28%を占めている。時々教会に行く者も含めて広義的实践派信徒で見ると、順に80%、74%、71%となって、MRP支持者の特性は薄まる。これを1978年のCDS支持者で見ると54%まで下がるのである。逆に实践派信徒全体の政党支持を見れば、1956年にMRP支持は独立派支持と同じく34%になるし、1966年には規則的实践派のうち、MRP支持が13%、ド・ゴール派支持が35%、ジスカール派支持が10%となっている²⁴⁾。宗教的動機をMRP支持の特徴と考えることは困難である。MRPはカトリックが支持する政党のひとつにすぎなかった。

国際比較しよう。イタリアでは、DC支持者の中で毎週教会へ通う規則的实践派カトリックの占める割合は、1968年で69%、1975年で63%、1988年で50%となっており、遞減傾向が明らかであるが、1985-6年の他党のデータ(共和党40%、自由党34%)と比べてもまだ有意な差異が認められる。また逆に規則的实践派のうちの62%(1988年)がDC支持である²⁵⁾。ドイツでは、規則的实践派カトリックのうち、CDU支持は1952年には67%、1990年でも75%と衰えていない²⁶⁾。またオーストリアでは、ÖVP支持者のうちで規則的实践派は1950~60年代に67%だったが、1980年代半ばには45%へと落ちている²⁷⁾。1980年代のベルギーではCVP/PS C支持者の44~46%が、また1991年のオランダではCDA支持者の32%が、規則的实践派である²⁸⁾。カトリック国であるにもかかわらず、フランスではキリスト教政党は著しく遅れて誕生したばかりか、生まれてまもなくその実質を失い、衰えていった。

他のタイプの政党も考えてみよう。農民政党はあるか。農民は自己の所有権への執着から一般に政治的には保守的だと思われるが、他方では行動的なラディカルズムに走ることもしばしばである。フランス農民の政治的志向性は地域差が大きい(中南部には左翼支持の強い農村地帯もある)ために、その把握をめぐって見解が分かれてきた。第四共和制期の独立=農民派は、決して全国的に農民の支持を集めていたわけではない。全国農業経営者組合連合FNSEAの指導部は独立=農民派寄りであったが、この団体が特定政党を支援することはなかった²⁹⁾。スイスやスカンジナビア諸国で見られるような農民政党が、より農業人口比率の高いフランスになかったことは、考えてみれば奇妙である。ではブルジョアジーの政党はどうか。第四共和制期に財界に最も近い勢力は独立派(共和右派)であったが、経営者たちの独特の非政治主義もあって、その支持は決して一本化されず、急進社会党やMRPにも、またド・ゴール派にも分散していた³⁰⁾。

以上を要するに、フランスには、その名に値するような労働者政党も宗教政党も農民政党もブ

ルジョア政党もなかった。少なくとも共産党を除けば、特定の社会層の利益や世界観を強力かつ専任的に代表する政党は存在しないのである。

農村型社会の低位な協同社会性

ではかかる事態は何故生じたのか。宗教政党の失敗は、フランス社会の脱キリスト教化の早期からの進行³¹⁾が一応の説明となろう。だがそれ以外はどう考えればよいのか。ラヴォー=ミコーはその原因を、膨大かつ多様な中間層を抱えるフランスの社会・経済構造に求める。この社会構造の最大の特徴は、非給与生活者（農業経営者、職人、小商人、実業家等）の多さであり、その結果として小規模経営が農業・工業を問わず優勢になることである。すなわちそれは、膨大な小農が存在し、奢侈品・工芸品部門を中心に家族経営同然の零細企業群が圧倒的な量的優位を保つような「半職人的経済」である（表8、9、10、11および【補注】参照）。

表8 フランスの社会階層構成の変動（%）

(年)	1954	1962	1968	1975
農業経営者*	20.7	15.8	12.1	7.6
農業労働者	6.0	4.3	2.9	1.7
商工業主	12.0	10.6	9.6	7.8
実業家*	0.5	0.4	0.4	0.2
職人*	4.0	3.3	3.0	2.5
漁業経営者*	0.1	0.1	0.1	—
商人*	7.4	6.8	6.1	5.1
自由業・幹部職	2.9	4.0	4.9	6.7
自由業*	0.6	0.6	0.7	0.8
教授・学術職	0.4	0.6	1.0	1.7
技師	0.4	0.7	0.9	1.2
上級幹部職	1.5	2.0	2.2	3.0
中級幹部職	5.8	7.8	9.8	12.7
事務職員	10.8	12.4	14.7	17.7
労働者	33.8	36.7	37.8	37.7
使用人	5.3	5.4	5.7	5.7
その他	2.7	2.9	2.6	2.4
芸術家*	0.2	0.2	0.2	0.3
聖職者*	0.9	0.9	0.7	0.5
軍人・警察官	1.6	1.9	1.7	1.6
* (非給与生活者)合計	34.4	28.1	23.3	17.0

注：社会職業分類(CSP)に基づく調査。

出所：Maurice Parodi, *L'économie et la société française depuis 1945*, Paris, Armand Colin, 1981, p.245.より計算・作成。

表9 非給与生活者の割合

フランス			イギリス			ドイツ		
年	A	B	年	A	B	年	A	B
1896	45.3	72.7	1891	12.8	15.3	1895	33.1	35.6
1901	35.7	43.4	1901	12.5	14.5	1907	33.7	28.3
1921	40.2	48.3	1921	10.5	11.2	1925	32.7	23.3
1936	39.8	48.7	1931	10.1	13.0	1933	32.5	23.9
1954	33.8	31.9	1951	7.5	8.1	1950	29.2	20.9
1962	27.2	25.7	1961	7.8	8.0	1961	22.2	15.7
1975	17.3	17.6	1971	7.7	8.4	1970	16.0	11.5

A：独立自営業者および家族従業者が総労働力人口に占める割合(%)

B：独立自営業者の雇用労働者に対する割合(%)

注：雇用労働者は肉体力労働・事務労働をともに含む。家族従業者の割合はしばしば不正確であるので、Aの数値の比較には慎重さが必要である。

出所：ペーター・フローラ編『ヨーロッパ歴史統計——国家・経済・社会 1815—1975』(下)、竹岡敬温監訳、原書房、1987年、494、512、524頁より計算・作成。

表10 経営規模別農業経営数の推移 (単位：1000戸)

経営規模	1892年	1929年	1955年	1967年
1 ha以下	2235(39.2)	1015(25.6)	151(6.6)	113(6.7)
1～5 ha	1829(32.1)	1146(28.9)	648(28.4)	375(22.2)
5～10ha	788(13.8)	718(18.1)	478(20.9)	308(18.2)
10～20ha	429(7.5)	593(15.0)	536(23.5)	413(24.5)
20～50ha	335(5.8)	380(9.6)	377(16.5)	372(22.0)
50～100ha	52(0.9)	82(2.1)	75(3.3)	85(5.0)
100ha以上	33(0.6)	32(0.8)	20(0.9)	24(1.4)
総計	5702	3966	2284	1690

注：()内は%。1000戸未満は四捨五入。1955年のデータはセーヌ県を除く。

出所：遅塚忠躬「戦後フランスにおける農業経営構造の変化」『土地制度史学』46号、1970年、8頁、第9表、22頁、第26、27表より作成。

表11 企業規模別労働者配分比の推移 (%)

従業員数	1906年	1936年	1962年
1～10人	57.9	43.8	16.6(88.2)
11～50人	14.3	17.0	15.7(8.7)
51～100人	5.2	6.9	8.4(1.5)
101～500人	11.8	15.8	20.6(1.3)
500人以上	10.8	16.5	38.7(0.3)

注：()内は経営数比。1962年のデータのみ0～9人、10～49人、50～99人…と調査項目がやや異なる。

出所：中木康夫『フランス政治史』(中)、未来社、1975年、47頁、第13表。F・キャロン、『フランス経済史』原輝史監訳、早稲田大学出版部、1983年、311頁、第9表より作成。

【補注】

農業については、表10に明らかな通り、経営面積10ha以下の小農は戦前には文字通り圧倒的な比重を占めていた。戦後にはこの層（特に1ha以下の零細農家）の経営数は激減していくが、1967年の時点でもなお農家全体のほぼ半分を占めている。ただしこの小農の比率では、戦後ヨーロッパ大陸ではフランスはルクセンブルクに次いで低くなっており、一般に理解されているほど小経営は特徴的ではない。ここでより重要なのは労働力構成であって、1955年のセンサスによっても、1経営当りの労働力は全国平均で2.40人（うち家族労働は2.07人）にすぎず、1人当りの農地面積6.97haはヨーロッパ大陸でも最高であり、相対的に粗放であることがわかる。さらに同年の県別平均諸数値を比較すれば、そこには大きな県間格差——平均経営面積で12倍強（セーヌ県を除く）、小作地率で9.4倍、1経営当りの賃労働力で35.5倍（いずれも森林を除く）——が観察されるから、農業経営の形態は極めて地域差が大きいと言える。

他方、企業の集中度の低さもフランス資本主義の基本的性格のひとつである。1896年の統計によれば、575000企業のうち、1～2人の労働者を雇用する零細企業は40万を超える一方、雇用労働者が1000人を越える企業は151にすぎない。また1921年でも、従業員5人以下という事業所は全体の92.2%に上る一方、100人以上のそれはわずか0.3%である。統計のとり方に違いがあつて、企業規模のクロノロジカルな変化を正確に追うことは困難だが、表11の企業規模ごとの労働者配分比の歴史的变化からそれを大まかに把握することができる。従業員数10人以下の零細企業で働く労働者の割合は、第2次大戦後には大きく減少し、戦前までのフランス資本主義の二重構造（国家の保護を受けたごく少数の独占の大企業の君臨と、生産力の低い手工業的零細企業の量的優越）は相当に変化しているが、それでも1962年でさえ確認できる、零細企業の経営数比の圧倒的な高さや、従業員数10～100人の中小企業の労働者配分比の長期的安定性は注目に値しよう。以上、遅塚忠躬「現代フランス農業経営の諸特質——1955年センサスの結果を中心に」『土地制度史学』19号、1963年、66-7、71-2頁。F・キャロン、前掲書、303-4、311頁。武本竹生「フランス資本主義の形成」長部重康編『現代フランス経済論——歴史・現状・改革』有斐閣、1983年所収、24-6頁。ジョルジュ・デュブー『フランス社会史——1789～1960』井上幸治監訳、東洋経済新報社、1968年、205頁より計算。

工業化・都市化は長期的傾向としては確かに観察されるが、その速度は実に緩慢である。1951～61年のイギリスとドイツでは、第二次産業部門の労働人口は全体の半数に達しようとしていたが、フランスでは3分の1を越えたところであつた。都市人口——フランスでは1846年以來今日まで、人口2000人以上の市町村は統計上都市である——が総人口の半分以上を越えるに至つたのは、フランスでは1920年代後半であるが、同じ規準で他国の都市化を観察すれば、ドイツは1895年、スイスは1890年代、イギリス、オランダ、ベルギー、イタリアはさらに早い³²⁾（表12、13、14参照）。

もちろん農業・工業の小規模経営や低生産性は、ラヴォーらが主張するほどのものではなかったことを今日我々は知っている。また彼らの見た現実が高度成長によって大きく変化することも忘れてはなるまい。しかしそれでも、フランスがイギリスやドイツよりもはるかに工業化・都市化に遅れ、高度成長後もなお農村型社会の痕跡を留めていることに注意しよう。実際、日本とは対照的に、戦後フランスでは市町村合併がほとんど進まず、1982年でも、自治体数は36400余（日本の11倍）もあり、人口200万人のバリだけが突出して大きい³³⁾が、それを含めても人口20万人以上の都市は全国に10しかなく、フランス国民の半数が人口1万人以下、4人に1人強が2000人以下の自治体に住んでいるのである³³⁾。

表12 産業部門別労働力人口構成の変化 (%)

フランス(年)	1891	1901	1921	1931	1954	1962	1975
第1次部門	40.3	41.8	41.5	35.6	27.2	20.3	12.2
第2次部門	28.1	30.0	29.6	33.5	35.7	38.5	34.7
第3次部門	31.6	28.2	28.9	30.9	34.1	40.1	49.3
イギリス(年)	1891	1901	1921	1931	1951	1961	1971
第1次部門	10.4	7.7	7.6	6.0	5.1	3.6	2.5
第2次部門	44.5	45.6	42.0	46.1	49.2	47.4	42.2
第3次部門	37.3	41.0	35.9	47.1	45.3	48.1	49.4
ドイツ(年)	1895	1907	1925	1933	1950	1961	1970
第1次部門	37.5	35.2	30.5	28.9	23.2	13.5	7.5
第2次部門	36.5	39.0	41.2	39.8	42.3	48.2	48.9
第3次部門	25.0	25.1	27.6	30.7	32.3	37.8	43.6

出所：P・フローラ編，前掲書(下)，494，512，524頁より作成。

表13 フランスの都市化の進展 (%)

(年)	都市人口	農村人口
1846	24.4	75.6
1872	31.1	68.9
1891	37.4	62.6
1911	44.2	55.8
1921	46.4	53.6
1930	52.0	48.0
1946	53.2	46.8
1954	56.0	44.0
1962	61.7	38.3
1975	68.7	31.7

注：都市人口とは人口2000人以上の市町村の居住者数のことである。

出所：G・デュプー，前掲書，14頁，第3表。長部重康「戦後フランスの経済発展」同編，前掲書，47頁，表3-1より作成。

表14 10万人以上の都市人口の対総人口比 (%)

フランス	14.8(1911年)	16.2(1946年)	18.0(1975年)
イギリス	40.5(1911年)	39.7(1951年)	32.2(1971年)
ドイツ	21.3(1910年)	30.5(1950年)	32.4(1970年)
デンマーク	16.8(1911年)	27.2(1950年)	23.1(1965年)
オランダ	23.4(1909年)	30.4(1947年)	29.1(1971年)
イタリア	10.9(1911年)	20.3(1951年)	42.2(1971年)

注：戦後のドイツは西ドイツのみ。イギリスはイングランド，ウェールズ，スコットランド。

出所：P・フローラ編，前掲書(下)，第1，3章より計算・作成。

農村型社会では、生活や労働の協同性はごく狭い範囲でしか成立しない。おまけに広大な六角形の国土がもつ多様な地理的条件のおかげで、農業様式をはじめ国民の習慣・生活様式の地方差は大きく、「社会・文化的ミリュー」は複雑多様を極める。このように協同社会性の乏しい社会では、団体活動は未熟で停滞しがちである。数の上で優勢な中間層（特に非給与生活者）こそ職種や経営形態・規模の多様性ゆえに、最も組織しにくい階層だからである。実際、膨大かつ強力な圧力団体が活発に活動しているアメリカとは対照的に、フランスの圧力団体は正式のメンバーシップや長期的目標をもたないことが多く、組織の規模も活動量も実に貧弱である³⁴⁾。それは公的権威に対して自己利益の実現を継続的に要求する建設的運動というよりも、既得権の侵害に直面して速成的に燃え上がる短命な抗議運動（1950年代のP・プジャードや70年代のG・ニクーの中間層の運動が典型的）として現れやすい³⁵⁾。もっと安定的であるはずの労働組合の組織率も、政治状況の高揚時を除いて平常20%程度だったが、今日9%へと半減している³⁶⁾。労組の組織率の低下はポスト産業社会に共通の現象とはいえ、今日それでも30~70%台を維持しているイギリス、ドイツ、オランダ、スウェーデンとの差は大きすぎる。

政党と社会階層

このように複雑微妙な階層差をはらむ中間的諸階層が優勢を占め、協同社会性が乏しく、組織化の未熟な社会では、独特の個人主義——特定の階級・階層への帰属意識の希薄な孤立した個人主義——が育まれる。このフランス的個人主義は、改めて団体活動への関与を抑制・限定する観念的規制（私生活中心主義）として作用すると同時に、国民諸階層とりわけ中間層の間に、“政党は特定の階級・階層の利益代表たるべきでない”という「普遍主義」的デモクラシー観を生む。実際、中間層は利益の表出・集約が困難を極めるため、専任的な政治的代理人をもちにくい。労働組合でさえ政党支持は相当に分岐するが³⁷⁾、中間層の支持は殆どあらゆる政党に分散する。さてこのことは一体何を意味するか。

政党の側から言えば、共産党のように労働者階級に特に大きく支持を依存してきた「偏向した」政党を除けば、どの政党も、各々バイアスをもちながらも概ね同様な社会的基礎——膨大かつ多様な中間層を核とする諸階層のモザイク的集合——を有することになる。しかもこのモザイクは、組織されざる孤立した諸個人から直接構成されるがゆえに、極めて脆く不安定であり、その模様は容易に変化する。各党支持者ごとの社会階層構成を調べた1952年調査が示すように、共産党支持者に特に労働者が多いことが目を引くが、それ以外には政党間に顕著な差はない。共産党以外ほどの政党も似たような支持者を抱えている。また非共産主義政党への支持は、移り気な弱い支持である（表15参照）。

視点を变えて、より新しいデータで国際比較しよう。表16は社会階層ごとの政党支持の分散状況を示したものだが、各党の得票率との関連で眺めると興味深い発見がある。西ドイツ、イギリス、イタリアでは、社会階層ごとに政党支持の分散状況はかなり変わる。ある社会層からの支持と当該政党の得票率との間に10ポイント以上（もしくは2倍以上）の開きがある場合もしばしばである。ところがフランスでは、同程度の偏差が見られるのは、共産党支持だけである。共産党

表15 フランス政党：支持者の社会階層構成と政治的態度 1952年 (%)

	全体	共産党	社会党	M R P	急進黨	共和右派	R P F
労働者+	19	44	25	15	10	10	18
農業労働者+	7	10	9	3	5	4	4
公務員+	5	4	9	3	5	6	2
事務職員+	7	6	4	11	1	3	7
実業家・幹部職	5	1	4	3	4	10	7
商人	4	3	3	5	7	7	7
農業経営者	16	5	9	20	31	35	18
自由業	1	1	1	2	1	1	1
年金生活者	6	6	7	6	14	8	4
主婦	30	22	28	30	19	15	32
+ (給与生活者)合計	38	64	47	32	21	23	31
支持政党への信頼							
完全に信頼		62	48	51	37	31	45
信頼しない		20	33	35	50	55	42
関心を払うべきは							
支持政党のみ		60	19	12	11	2	28
いくつかある		18	35	49	43	40	30
全くない		16	26	25	24	38	28

出所：P. M. Williams, *op. cit.*, p.509, Appendix VII.より抜粋・作成。

は労働者からは多くの支持（以前に比べれば縮小しているが）、また専門職・自営業・農民からは少ない支持を得ているが、非共産主義政党はみな各々の得票率に応じた支持を労働者以外の各階層から万遍なく受け取っている。したがってやはりフランスでの政党支持の違いを社会階層から説明することはできない。

以上の結果、どの非共産主義政党も、特定の階層的利害を代表できず、争点ごとに各社会集団の錯走する利害に配慮しながら、その時々状況如何に応じて、党の立場を決定していく他ないのであるが、このモザイク的基礎ゆえに、どの争点をめぐっても党内に異論派を抱え、常に組織の分裂・遠心化の傾向に悩み、決然とした統一的かつ持続的な政策を打ち出しえない。むしろ政党支持の変易性ゆえに、不明瞭で玉虫色の政策ほど、政党にとっては安全なのである。これこそが第三・第四共和制下のフランスの連合政治をイモビリズムに陥らせてきた原因なのであるが、前述の中間層独特の「普遍主義」的デモクラシー観からすれば容認される。

かくてフランス人にとって、政治とは政策的実践というよりも抽象的なモラルに関わる問題であり、政党とは利益代表というよりも一種の精神傾向^{エスプリ}の表現である。まさに「思想は、現実と切り離されても、容易に存在しえた」（ミコー）。この「政治と経済との絶縁」の結果、政党は基底社会から遊離した特殊に観念的な抽象体となりやすい。フランスの政党がしばしば実態とはかけ離れた党名（左翼、急進主義、社会主義等々）をもつことも、その観念的、非現実的性格（「知性偏重傾向」）の反映だというわけである³⁸⁾。

表16 ヨーロッパ主要国の社会階層の政党支持 (%)

国 調査年(得票率)	労働者	農業労働者	事務労働者・公務員	教師	年金生活者	専門職	自営業	農民
西ドイツ 1967年								
CDU/CSU (47.6)	33		45		45		58	
SPD (39.3)	49		34		36		14	
FDP (9.5)	1		4		2		8	
イギリス 1970年								
保守党 (46.4)	38		54		36	76	69	
労働党 (43.1)	51		37		51	18	23	
その他 (10.5)	11		9		13	6	8	
フランス 1968年								
UDR (46.1)	37		46		47	56	54	
CD (12.2)	8		12		12	19	13	
FDGS (16.6)	18		15		18	12	19	
PSU (4.5)	6		7		3	4	4	
PCF (20.0)	31		20		20	9	10	
イタリア 1963年								
MSI 他 (6.8)	5	8	8	6		7	5	
PLI (7.0)	3	3	10	11		18	8	
DC (38.3)	25	21	38	35		32	44	
PSDI/PRI (7.5)	11	7	9	9		9	7	
PSI (13.8)	25	22	13	18		16	13	
PCI (23.3)	29	37	16	17		15	18	

注：CDU/CSU：キリスト教民主同盟/キリスト教社会同盟。SPD：ドイツ社会民主党。FDP：自由民主党。UDR：共和国民主連合（ド・ゴール派）。CD：民主派センター。FDGS：民主主義・社会主義左翼連合（社会党，急進社会党）。PSU：統一社会党。PCF：フランス共産党。MSI：イタリア社会運動。PLI：イタリア自由党。DC：キリスト教民主党。PSDI/PRI：イタリア民主社会党/イタリア共和党。PSI：イタリア社会党。PCI：イタリア共産党。

出所：Peter H. Merkl, "The Sociology of European parties: members, voters, and social groups", in do. (ed.), *Western European Party Systems*, New York, Free Pr., 1980, p.656, table 25-23.

社会的組織化と政党組織

ラヴォー=ミコーの議論の核心は、協同社会性の低さが政党と基底社会のつながりを貧弱にし、政党に特殊な観念性を与える、という点にあるが、この現実離れした観念性は、フランスの社会運動がしばしばもつ観念上・行動上のラディカリズムと同様、組織的弱体性の反面として理解すべきであろう。だからこそ我々は彼らの主張をこう読み替えよう。基底社会の組織化の未熟さが、「選挙民の中の政党」の不安定を生むと同時に、政党組織の脆弱性・分散性・不安定を規定する。と。私見によれば、この社会的組織化の程度如何こそ、政党の構造的特質の有力な決定諸要因のひとつであり、この視点の導入によって、たとえば独仏の政党の質的差異の原因もよく理解できるはずである。

19世紀末から急速な工業化を遂げたドイツでは、労働組合が早くも1914年に300万人の組合員を組織し、1929年には組織率が40パーセントに達しているし、中間層の側も帝制期から組織化（商業会議所・手工業会議所の設置、同業組合への強制加入等）が進められたため、業種によっては組合組織率が労働組合のそれをはるかに上回るほどであった³⁹⁾。独特の社会有機体的感覚に裏づけられた階級（身分）意識が強く存続しながら、このように早い段階から高度に組織化された団体によって覆われた社会では、統合力の強い利益団体と政党との間に強力なリネージュが生まれ、利益政治が開花する。ドイツではフランスとは異なる意味での観念的政党——厳しい階級対立下で特定のミリューの利害に強く結びついた非妥協的な「世界観政党」⁴⁰⁾——が生まれたことも、このような基底社会の強力な組織化・階層化状況の結果であろう。

そしてかかる社会的組織化・階層化の進展如何は、半ば自然成長的な経済発展やそれに応じた産業構造の変化だけでなく、国家権力による「上からの対応」にも規定されていることを看過すべきでない。世紀転換期ドイツで生じた利益集団・大衆団体の簇生は、急速な工業化に伴う社会・経済的な利害対立の尖鋭化のみによって生じたわけではない。台頭する社会主義運動から中間的諸階層を隔離することを意図した国家が、一連の社会・労働立法を通じて経済社会へ介入し、結果的に、利益集団形成や階級形成を一層促進・固定化する一面もあったからである⁴¹⁾。

翻ってフランスでは、第一次大戦以前は、国家が社会的組織化を先導することはなかった。前章で触れた反結社の伝統からすれば、私的利益を追求する圧力団体は公益に対する不当な介入者だとみなされるから、その活動は公然化しにくく、組織的拡大も抑制される。第二次大戦後によりやく産業界の本格的な組織化が始まるが、第四共和制期を通じて組織化はなお低位にとどまったため、業界組織は、膨大な未組織部分を残した緩やかな職能連合であり、政党との間に安定したリネージュを築くこともできなかった。第五共和制期には議会の地位が低下したことによって、圧力団体にとっては、政党一般よりも所轄官庁が交渉の窓口になった。その交渉テーブルから疎外された中間層は、しばしば実力行使をとまなう抗議行動を間欠的に爆発させる⁴²⁾。

政党の側からすれば、組織化の低位な社会では、党外に頼るべき組織がない場合、社会からの支持調達を、各選挙区代表たる議員たちに大きく依存するしかない。議員たちは、社会との間に組織的紐帯をもたないため、選挙区の名望家層との間に築いた個人的コネクションを通して、支持と要求を直接受けることになる。実際、フランス行政の中央集権的構造ゆえに、地方自治体に関わる決定も多くはパリでなされるため、大半の国会議員は市長・地方議員を兼任しながら、中央官庁と地方自治体の政治的媒介者としての役割を果たすのである。しかもこの公選職兼任は集権的官僚制への対抗手段として、第五共和制下では一層増大している⁴³⁾。このような議員たちに率いられた地方組織の連合体としての政党が、議員=地方組織の自律性を消滅させにくく、指導部に統率される強力な中央集権的党組織を建設しにくいのは当然であろう。

また社会の側に強力に組織された運動組織が出現しなかったことで、間欠的な社会的抗議の噴出時を除いて、政党は脅威に晒されることもなく、組織改革を自己の存亡を賭けた焦眉の課題として意識する必要も乏しかった。強力な組織政党は共産党だけで、その脅威は限られていた。社会

党は指導部の組織統制が不十分で、地域分散的組織の連合体としての性格を容易に変えられなかった。この結果、中道・右翼に伝統的かつ脆弱な党組織の変革を迫る圧力は弱いものだった⁴⁴⁾。

結び

フランスでは政党の組織的成長が、〈国家—政党〉関係においても、〈社会—政党〉関係においても抑制されてきた。

第一。大革命以来の反結社的伝統と結びついた古典的代表制論は、議員が各選挙区で如何なる個別的・地方的特殊利害に基づく支持・要求を現実を受けていても、その特殊利害の公然たる表出・媒介を抑制し非正統化する観念上の規範として作用するとともに、議会において、議員が政党として組織化されることも抑制してきた。かくて議員団の組織的成長は遅れ、なおかつそれは、議員たちに大きな自律性を与えるルーズで可変的な枠組として形成された。

第二。中間層が優位を占め、小規模経営が支配的であったフランス社会では、工業化・都市化の速度が緩慢であり、低位な協同社会性ゆえに、社会的組織化が困難な状況が長く続いてきた。その結果、有権者たちの政治的支持は、組織されることもなく、個々バラバラに様々な政党へと向けられた。共産党を除いて、各政党の支持者の社会階層構成はどれも相似的であり、その支持は組織的紐帯を欠いているため、極めて弱く移ろいやすいものだった。政党にとって脅威となるほど強力な社会組織が現れなかったため、政党は弱体な組織を変革する必要に迫られることもなかった。

さて本稿は以上のように、フランスの政党の組織的弱体性の原因を、歴史的・社会的環境から説き起こしてきたが、その政治史的バイアスに由来する説明能力の限界もまた自ずと明らかである。第四共和制から第五共和制への体制転換を経て、大統領直接公選制のもたらした反射的效果とはいえ、フランスの政党制は、1960年代を通じて左右両陣営で進行した政党の収斂によって、主要4党（共産党、社会党、ジスカール派、ド・ゴール派）体制へと変容をとげる。このことが政党組織の強化にもたらした意義を、歴史的・社会的説明に終始した本稿は問題にできなかった。

また、この時期は高度成長過程でもあるわけだが、このフランス資本主義の高度再編化を通じて、第3章で論じたような、非給与生活者たる旧中間層が優勢な農村型社会構造は、農民層の激減を伴いながら、大きく変化・解体していく。無論、政治的世界は経済社会に対して一定の自律性（フランスでは特に大きい）をもつから、社会構造の変化がただちに政党組織に変化をもたらすわけではないが、高度成長以降のポスト産業社会に突入してから相当に時間が経過したにもかかわらず、第1章で確認したような政党組織の弱体（端的には党員の乏しき）が今なおなぜ続いているのか、という問いには、本稿の説明はなお不十分である。以下、簡単に仮説的に卑見を述べておくが、その前に答えておきたい問題がある。

それは、1970年代になってから、フランスの政党は強化・復活しているのであり、フランスには所謂「政党の衰退」論は妥当しないという議論である。F・L・ウィルソンによれば、1960年

代の政党の無力や政党不信が生み出した対抗運動（政治クラブ現象、中間層の抗議運動、ミニ政党現象、環境運動やエスニシティ運動などの新しい社会運動）は他国の例ほどのインパクトをもたず、既成政党によって巧みに吸収されたり、周辺化されたりして、政党にとって真の脅威にはならなかった。政党はこれらの運動の掲げたテーマを巧妙に取捨選択し、政治的世界における既得の地位を守ってきた。1950年代から1960年代初めにかけてはなるほど党員の減少はあったが、その後政党数の減少とともに、議員団の団結度も増大し、1970年代には党員も着実に増え、草の根の党活動も活性化し、党組織は強くなっているのだ、と。また森本哲郎もウィルソンに依拠しながら、政党活動の活性化、政党配置の集約化、安定的政府多数派の出現、政党帰属意識の増大を挙げ、同趣旨の「フランス政党復活」論を述べている⁴⁴⁾。

ウィルソン=森本が、とりわけ1970年代以降のフランス政党の変化に議論の焦点を当てていること、なおかつ政党組織だけでなく、もっと広い意味での政党の復活を論じようとしていることに留意する必要があるが、その上でなら、筆者も「フランスの政党は強化されており、政党の衰退はポスト産業社会に必然的に随伴される現象ではない」という彼らの主張を肯定する。ただその上で言わねばならないが、それはどこまで行っても、フランスの政党（組織）は1970年以前に比べれば強化されているということに尽きるのであって、周辺諸国の政党と同程度に強くなったということを決して意味するわけではない。ウィルソン=森本は、フランス一国における時系列的変化を論じているのであって、決して本稿がやったようなデータの国際比較を行っているわけではないし、彼らの挙げる党員数も水増しされた公称値（特にド・ゴール派）である。本稿第1章が示したように、1980年代以降も、党員数・党員率の両方において、フランス政党が他国の政党に依然として大きく差をつけられていることは、否定しようのない事実なのである。

ではポスト産業社会に入ってから相当な時間が経過したにもかかわらず、フランス政党の党員が頭打ちになって増大しないのはなぜなのか。仮説的に答えるしかないが、戦後に新しく政党制が形成された時点での初期条件が、その後の政党組織の構造を大きく規定し続けたことと、ポスト産業社会に入って党員の意味が変化したことが原因ではないだろうか。デュヴェルジェのシェーマによれば、見るべき党組織をもたない「幹部政党」は、社会的組織化・合理化の進展に伴って淘汰され、全社会の隅々までにネットワークを広げ、ひとりでも多くの党員をリクルートし、党員の日常生活を包摂するような「大衆政党」へと転成していくはずであった。だが現実には決してそうになっていない。それは単にイデオロギー政治の終焉だけが原因ではないだろう。電子メディアの発達（テレビによる選挙キャンペーン）や政党助成制度の成立によって、党員数の多寡が政党間競争の鍵になることはなくなったため、党員獲得は至上命令ではなくなったからではなかろうか。フランスでは、未だ本格的な「大衆政党」が非共産主義政党の中には成立しないまま、本稿で問題にした組織的成長の制約条件が消失した1970年代には、もはや大量の党員獲得を必要としない新しい時代に入っていたということではなかろうか。初期条件としての制約要因の長期的規定力と、初期条件消失後の党員の意味変化の両方が、今日も続くフランス政党の組織的弱体性を生んだのではなかろうか。

とまれ、こうした仮説を検証するためにも、さらなる方法的な練磨が筆者自身の課題として要請される。本稿では、データの利用可能性の点から党員を政党組織の強弱の比較尺度に選んだが、その場合も、党員数・率の大小だけでなく、党員の定着率、党員における活動分子の割合、党活動への参加の程度・態様等も見ていく必要がある⁴⁶⁾、党員以外の契機（把握困難だが）をも操作していかねばならない。また本稿では、政党組織を国家と社会の両方に挾撃された客体として扱ってきたが、政党組織は意思なきモノではなく、指導部をもち、独自の政治意思をもつ人間集団である。指導部が持つ組織戦略をも考察の対象とせねばならない⁴⁷⁾。これらの点に留意しつつ、今後研究を進めていきたい。

注

- 1) 宮沢俊義「憲法と政党」『憲法と政治制度』岩波書店、1978年所収。
- 2) ドイツについては、丸山健『政党法論』学陽書房、1976年、第3章。
- 3) 樋口陽一『自由と国家——いま「憲法」のもつ意味』岩波新書、1989年、125頁。
- 4) 以下、団体をめぐる状況は、Arnold M. Rose, *Theory and Methods in the Social Sciences*, Mineapolis, Univ. of Minesota Pr., 1954, chap. 4.
- 5) 19世紀のフランス労働運動の諸相については、さしあたり以下を参照。谷川稔『フランス社会運動史——アソシアシオンとサンディカリズム』山川出版社、1983年。
- 6) 以下、フランスの議員団の歴史については、Jean Waline, “Les groupes parlementaires en France”, *Revue du droit public et de la science politique en France et à l'étranger* (以下、*R. D. P.*と略), vol. 77, no. 6, 1961. Mohamed Rechid Kheitmi, *Les partis politiques et le droit positif français*, Paris, L. G. D. J., 1964, p. 259ff. 小野善康「フランス憲法における政党の地位(2)」第3章、『北大法学論集』第27巻2号1976年。
- 7) 1871～1910年には議員団は常に10個以下であったが、1910～28年には10～12個、1928～40年には15～17個に増大している（いずれも各立法期の議員団数の最大値）。Alain Bomier-Landowski, “Les groupes parlementaires de l'Assemblée nationale et de la Chambre des députés de 1871 à 1940”, François Goguel et Georges Dupeux (eds.), *Sociologie électorale. Esquisse d'un bilan. Guide de recherches*, Paris, Armand Colin, 1951.
- 8) 以下、Peter Campbell, *French Electoral Systems and Elections 1789-1957*, London, Faber & Faber, 1958, p. 69ff. 小野、前掲論文(3)、第4章、『北大法学論集』第28巻1号1977年。
- 9) M・デュベルジェ『政党社会学』、262頁以下。
- 10) 以下、井口文男「フランス憲法における政党条項について」『神戸学院法学』第7巻3・4号、1977年、247-50頁。
- 11) 社会党の第一次憲法草案は、*R. D. P.*, vol. 62, 1946, pp.164-74.
- 12) Andre Philip, “La crise de la démocratie”, *Revue politique et parlementaire*, no, 632, 1953.
- 13) 共産党の第一次憲法草案は、*R. D. P.*, vol. 62, 1946, pp.156-64.
- 14) *R. D. P.*, vol. 62, 1946, p. 114ff.ここでは1945年11月22日の制憲議会決議を利用した。これが議院規則になり、以後数次にわたって改正される。
- 15) 前掲、拙稿(7)、第3章第2節第III項参照。
- 16) *R. D. P.*, vol. 75, 1959, pp.919-20.
- 17) Frank L. Wilson, *French Political Parties under the Fifth Republic*, New York, Praeger, 1982, p.

- 17.
- 18) この観点からドイツの多党制の社会的基礎を論じたものとして, Gerhard A. Ritter, "The Social bases of the German political parties, 1867-1920", in Karl Rohe (ed.), *Elections, Parties and Political Traditions. Social Foundations of German Parties and Party System, 1867-1987*, New York, Berg, 1990.
- 19) 以下, Georges Lavau, *Partis politiques et réalités sociales. Contribution à une étude réaliste des partis politiques*, Paris, Armand Colin, 1953, p. 138ff. チャールズ・A・ミコー「フランスの諸政党: イデオロギー的神話と社会的現実」, シグマンド・ノイマン編『政党——比較政治学的研究 I』渡辺一訳, みすず書房, 1958年所収, 152-60頁。
- 20) Cf. Stephen Padgett and William E. Paterson, *A History of Social Democracy in Postwar Europe*, London, Longman, 1991, pp. 179-85.
- 21) ラヴォーは, フランスにはアングロ・サクソンの意味での労働者政党——労働組合と歴史的紐帯を持ち, 支持者から組織労働の政治代表だとみなされている政党——は未だかつてひとつもないと言う。第二次大戦後にCGTを掌握するに至った共産党でさえ労働者政党ではない。というのも共産党は, どれほど労働者階級に支持されたところでCGTの政治部門ではなく, CGTが共産党の労組部門だというのが正確だからである。G. Lavau, "The Changing relations between trade unions and working-class parties in France", *Government and Opposition*, Vol. 13, No. 4, 1978, p. 438.
- 22) 1978年の社会党支持者の階層構成は次の通り。農民6%, 小商人・職人5%, 上級管理職・専門職6%, 中級管理職・事務職26%, 労働者31%, 無職・退職者26%。Roland Cayrol and Jérôme Jaffré, "Party linkage in France: socialist leaders, followers, and voters", in Kay Lawson (ed.), *Political Parties and Linkage. A Comparative Perspective*, New Heaven, Yale Univ. Pr., 1980, p.34, table 2.3.
- 23) R. E. M. Irving, *op.cit.*, p. 286, n. 7.
- 24) 以上, P. Letafmendia, *op. cit.*, pp. 173-5.
- 25) R. Leonardi and D. A. Wertman, *op.cit.*, pp. 174-6.
- 26) Michael P. Fogarty, *Christian Democracy in Western Europe 1820-1953*, Notre Dame, Univ. of Notre Dame Pr., 1957, p. 360, table 27. David Broughton, "The CDU-CSU in Germany: is there any alternative?", in D. Hanley (ed.), *op. cit.*, p. 108, table 6. 1.
- 27) Wolfgang C. Muller and Barbara Steininger, "Christian democracy in Austria: the Austrian People's Party", in D. Hanley (ed.), *op.cit.*, p. 94.
- 28) P. Lucardie and H.-M. ten Napel, *op. cit.*, pp.57-60.
- 29) Cf. Henry W. Ehrmann, "The French peasant and communism", *American Political Science Review*, vol. 46, no. 1, 1952. Michael S. Lewis-Beck, "The electoral politics of the French peasantry: 1946-1978", *Political Studies*, Vol. 29, No. 4, 1981. Marcel Faure, *Les paysans dans la société française*, Armand Colin, Paris, 1966, chap. VI. Jacques Fauvet et Henri Mendras (dir.), *Les paysans et la politique dans la France contemporaine*, Armand Colin, 1958 所収の諸論文。
- 30) Cf. Marcel Merle, "Les modérés", in M. Duverger (dir.), *Partis politiques et classes sociales en France*, Paris, Armand Colin, 1955. Richard Vinen, *Bourgeois Politics in France 1945-1951*, New York, Cambridge Univ. Pr., 1995, esp. chap. 6.
- 31) その指標として, 宗教実践をとり上げる。フランスの場合, 地域差が大きく, データのとり扱いに注意を要するが, すでに1940年当時, 毎週教会に行く者は市民の4人に1人であり, 1963年には18~20%に下がり, 1986年には16% (カトリックの中でも14%) まで減少している。また洗礼を受けた市民の割合も, 1958年—92%から1989年—63%へと低下した。他国市民の規則的実践派の割合 (イタリア: 1956年—69%, 1968年—48%, 1988年—27%。ドイツ: 1953年—61%, 1987年—32%。ベルギー: 1980年代—21.3%) と比較してみても, フランス社会の脱キリスト教化 (ないしキリスト教の儀礼化) は早くか

- ら進んでいたと言える。W. D. Halls, *Politics, Society, and Christianity in Vichy France*, Oxford, Berg, 1995, p. 5. Guy Michelat, Julien Potel et als., *Les Français sont-ils encore catholiques?*, Paris, Cerf, 1991, pp. 80-3. Denis Pelletier, *Les catholiques en France depuis 1815*, Paris, Decouverte, 1997, p. 98. R. Leonardi and D. A. Wertman, *op. cit.*, p. 177. D. Broughton, *op. cit.*, p. 109. P. Lucardie and H. -M. ten Napel, *op. cit.*, p. 57.
- 32) 利用可能な最古のデータによれば、人口2000人以上の市町村住民総数の対総人口比は、ベルギーでは既に1880年に68.3パーセント、イタリアでは1881年に81.7パーセント、イギリス(イングランドおよびウェールズ)では1911年に77.7パーセントに達している。それ以前のイギリスについては人口2万人以上のそれしか把握できないが、1880年代に5割を超えたことが確認できる。ペータ・フローラ編『ヨーロッパ歴史統計——国家・経済・社会 1815-1975』(下)、竹岡敬温監訳、原書房、1987年、第3章より計算。
- 33) 西村茂「フランスの都市政治」中木康夫編『現代フランスの国家と政治——西欧デモクラシーのパラドックス』有斐閣、1987年所収、193-5頁。
- 34) G. Lavau, "Political pressures by interest groups in France", in H. W. Ehrmann (ed.), *Interest Groups on Four Continents*, Univ. of Pittsburgh Pr., 1958, p. 76ff.
- 35) Suzanne Berger, "Regime and interest representation: the French traditional middle classes", in do. (ed.), *Organizing Interests in Western Europe. Pluralism, Corporatism, and the Transformation of Politics*, Cambridge, Cambridge Univ. Pr., 1981. プジャード運動については、Stanley Hoffmann, *Le mouvement poujade*, Paris, Armand Colin, 1956. Dominique Borne, *Petits bourgeois en revolte? Le mouvement poujade*, Paris, Flammarion, 1977.
- 36) 他国の労組組織率の変化(1960年代平均→1987年)を示す。アメリカ:28→17%, 日本:35→24%, オランダ:39→27%, イギリス:50→38%, 西ドイツ43→39%, スウェーデン:75→70%。メシアによれば、労働者の組織的凝集度では、戦前・戦後を問わず、フランスは西洋13ヶ国中最下位である。Pierre Rosanvallon, *La question syndicale*, Paris, Calmann-Lévy, 1988, p. 265, annexe II. P. Mair, *op. cit.*, p. 168, table 7.2.
- 37) CGTがすでに共産党に掌握され組合分立状態に入っていた1948年でも、CGT組合員のうちで同党支持は57%にすぎず、第三勢力支持のFO、CFDT組合員も各々77%、51%に留まる。また1973年の社会党支持者のうち組合加入者は50%だが、CGT-24%、CFDT-7%、FO-8%という構成である。労組でさえ政党との関係は多様である。Cf. P. Letamendia, *op. cit.*, p. 187. R. Cayrol and J. Jaffré, *op. cit.*, p. 44, table 2. 10.
- 38) 公平を期すために、異なる見解も紹介しておく。1958年のラパロンバラ論文は、政党の仏伊比較の観点から前掲のミコー論文を祖上に載せ、逐一その論拠に反駁する。ラパロンバラによれば、社会的基礎の多様性、ミリタンと議員の対立、「知性偏重傾向」等の点で両国の政党に大差はなく、イタリアよりもフランスにおいて、政党の内部対立や議会政治のイモビリズムがより深刻なのは、現体制に対する有効なオルタナティブ勢力が成熟しているか否かという政治的環境の差異によるものだという。すなわちイタリアでは、共産党と社会党との統一行動協定によって生じた「強大な左翼の脅威」が、中道・右翼における党派間協調や党派内結束を促してきたのに対して、1947年5月以来、社共関係が断絶してきたフランスでは、そのような脅威が存在せず、中道・右翼陣営は協調・結束の必要に迫られなかったというのである。J. LaPalombara, "Political party systems and crisis government: French and Italian contrasts", *Midwest Journal of Political Science*, Vol.2, No.2, 1958. 傾聴に値する見解であるが、必ずしも賛成できない。フランス政党の社会的基礎の単なる多元性が問題なのではない。イタリアよりもはるかに低い労組の組織率に象徴されるように、フランスでは社会的組織化が未熟で、その結果、政党の社会的基礎がいわば砂粒の如くバラバラな諸個人から直接構成されることが問題なのである。この社会的組織化の程度はひとつには都市化の程度と関係があると筆者は考えるが、大体人口の等しいこの両国

- のコミューンの総数(1954年時で、仏：37000、伊：8000。Mattei Dogan, “Political cleavage and social stratification in France and Italy”, in Seymour M. Lipset and Stein Rokkan (eds.), *Party Systems and Voter Alignments: Cross-National Perspectives*, New York, Free Pr., 1967, pp. 141-2.)を比較すれば、フランスのコミューンの方が平均規模においてずっと小さいことがわかる。労働力人口構成ではイタリアの方が農業国でも、社会生活の点ではフランスの方がより「農村的」なのである。この社会生活の質の差異を無視して政党支持者の社会階層構成を単純に比較しても無意味であろう。また「知性偏重傾向」とは政党のドクトリンの単なる抽象性をいうのではなく、それが現実の社会的基礎から遊離していることを指すのである。その結果、俗に「心は左、財布は右」と評されるような屈折した政治文化が生まれるのであるが、果たしてこれらはイタリアにも共通の現象であろうか。
- 39) 世紀換期ドイツの圧力団体・職能団体の族生状況については、ハンス=ウルリヒ・ヴェーラー『ドイツ帝国 1871-1981年』大野英二・肥前栄一訳、1983年、137-45頁。特に中間層の動向については、リチャード・J・エヴァンズ編『ヴィルヘルム時代のドイツ——「下から」の社会史』望田幸男・若原憲和訳、晃洋書房、1988年。また中間層の職能ごとの組合組織率は、山口定『ヒトラーの抬頭——ワイマール・デモクラシーの悲劇』朝日文庫、1991年、262頁。
- 40) 「ドイツの諸政党の妥協能力の低さは、それが経済的利益一般を代表したことによって説明せられるものではなくして、それがいわば単一の経済的利益を代表したことにその原因を持っているのである」(傍点原文)。山口定「ワイマール共和国における議会主義政治体制——その構造的不安定性に関する序論的考察(1)」『立命館法学』24号、1958年、51頁。
- 41) Cf. Jurgen Kocka, “Class formation, interest articulation, and public policy: the origins of the German white-collar class in the late nineteenth and early twentieth centuries”, in S. Berger (ed.), *op. cit.*
- 42) 産業界組織について補足する。従来フランスの企業家層は、保護関税要求やカルテル結成等、自己利益に直結する問題を除いて組織行動をとることを好まなかった。そのため第一次大戦までは、鉄鋼協会や金属鉱山連合等、重工業界の一部を除けば産業界の組織化は進まず、大戦後に生まれたフランス生産総同盟CGPFも、実質的には基幹産業の中の大企業のみを組織したにとどまり、その活動は鈍かった。経営者層の統制嫌いは第二次大戦後もなお根強く、新設のフランス経営者連盟CNPFは加盟団体への拘束力をもたない一種の協議機関であり、中小企業総同盟CGPMEも創設者の個人的威信に支えられた組織であった。1975~77年に新たな中間層団体UNICER, GIRが生まれたが、すぐに消えた。H. W. Ehrmann, *Organized Business in France*, Princeton, Princeton Univ. Pr., 1957, chaps. III, IV; Jean-Maurice Martin, *Le CNPF*, Paris, P. U. F., 1983, chaps. II, III. Sylvie Guillaume, “Un syndicalisme des classes moyennes. La Confédération generale des petites et moyennes entreprises”, *Vingtième siècle*, no. 37, 1993. S. Berger, *op. cit.*
- 43) 第四共和制までは市長を兼任する国会議員は20数%であったが、第五共和制下では50%前後へと跳ね上がり、地方議員との兼任者は1970年代以降70%以上に上る。この数値は政党によって異なり、政党組織の強度と逆比例する傾向にある。西村、前掲論文、第3章。
- 44) Cf. Alan Ware, *Political Parties and Party Systems*, New York, Oxford Univ. Pr., 1997, p. 84.
- 45) F. L. Wilson, “The revitalization of French parties”, *Comparative Political Studies*, Vol. 12, No. 1, 1979. Do., “When parties refuse to fail: the case of France”, in K. Lawson and P. H. Merk1 (eds.), *When Parties Fail. Emerging Alternative Organizations*, Princeton, Princeton Univ. Pr., 1988. 森本哲郎「フランスの政党政治(1958-1987年)——『政党の衰退』?」川端正久・的場敏博編『現代政治』法律文化社、1988年所収。
- 46) Cf. Knut Heidar, “The polymorphic nature of party membership”, *European Journal of Political Research*, Vol. 25, No.1, 1994. Per Selle and Lars Svåsand, “Membership in party organizations: the problem of decline of parties”, *Comparative Political Studies*, Vol. 23, No. 4, 1991. セッレらは、

党員数による把握の限界を指摘しつつ、ノルウェーを例にとりながら、党員の定着率の低下、党活動の質的变化（政治・イデオロギイ的活動から文化・社会的活動へ）が生じていると述べる。彼らはまた、主要政党が衰退している国（イギリス、オランダ、デンマーク）、党員数が全般的に増大している国（ベルギー、オーストリア、アイルランド、西ドイツ、フィンランド）、政党により衰退と成長が分かれる国（スウェーデン、ノルウェー）を区別し、政党衰退現象が容易に一般化できないことを主張しているが、フランスについて特に言及はない。

- 47) 第四共和制前期の社会党とMRPの組織戦略を追求した労作として、中山洋平「フランス第四共和制と『組織政党』——フランス議会体制の革新とその隘路(1)～(5)」『国家学会雑誌』第110巻第9・10号～第111巻第11・12号。なお中山論文(1)、110-1頁注(11)は、前掲拙稿を「批判」しているので、簡単にリプライしておく。筆者は第四共和制期の非共産主義政党における「幹部政党」の優越状況を強調したが、その含意は、社会党やMRPのような比較的強力な組織をもった政党でさえ、党指導部は議員の自律性や党組織の地方分散性を消失させられなかった、いわんや中道・右翼政党においておや、ということに尽きる。しかしだからといって、この2「組織政党」を無限定に「幹部政党」と呼んだことはないし（社会党を「半『幹部政党』」と呼んだことならあるが）、筆者が肯定的に引用したP・バコやH・デカンもそうである。これらの政党を党規律の観念さえもない急進社会党や右翼諸派（典型的な「幹部政党」）と同一視できないことは自明の前提である。筆者が第四共和制末期の各党議員団の投票行動における団結度を測定し、ワイマール・ドイツの対応政党のそれと比較した時にも、フランス政党の「相対的な低さと政党間の偏差が明瞭である」と指摘している。社会党・MRPと急進党・独立=農民派では、議員団の団結度にも相当の差があることを実地に計測しているし、この差が政党指導部の議員団への統制力の差、畢竟、政党組織の強度の差であることは言うまでもない。にもかかわらず一体何故、「社会党やMRPをワイマール期の諸政党と比較した上で、デュヴェルジェの『大衆政党』とはいえず、従って、結局はモテレや急進党と同じ『幹部政党』だ、とする」などと筆者の議論が粗雑に「要約」されてしまうのだろうか。不思議な日本語理解という他はない。因みに、筆者がドイツ政党との比較を行ったのは、ワイマール共和制が第四共和制と同じく、分極的多党制をもつ競合的民主主義体制の失敗事例だからであって、決してドイツの政党組織や連合政治のあり方を理念化しているからではない。それは本稿でも触れたように、社会的組織化が早期から進行したドイツ社会に特有の政党（政治）の存在形態である。したがって「ドイツなど『組織政党』の党規律に基づく連合政治のパターンを規範化した、一面的な議論」という批判は当たらない。中山の論法からすれば、何を比較対象に選んでも、差異を強調する限り、「規範化」という論難を浴びることになろう。一面的なのは筆者の議論ではなく、それについての中山の理解である。学問的論争は先行研究の過不足なき正確な理解を必須の前提とする。先行研究についての正しい理解を妨げるような歪曲・単純化はアンフェアであって、それこそ「生産的ではなからう」し、せつかく広範な研究・資料の探査に基づいて書かれた中山論文への信頼を失わせることにもなる（傍点はすべて藤井）。

付記

イタリアとベルギーのキリスト教民主主義政党の党員数について、各々、村上信一郎教授（神戸市外国語大学外国語学部）と津田由美子助教授（姫路獨協大学法学部）から資料提供を受けた。記して感謝したい。